

令和4年度第2回
総合計画審議会

令和4年8月30日

逗子市経営企画部企画課

令和4年度第2回総合計画審議会

日時 令和4年8月30日(火)

午後5時30分～8時11分

場所 逗子市役所5階 第3会議室

出席者

出石会長、磯部副会長、佐藤成人委員、藤井委員、佐藤英夫委員、小川委員、三原委員
田宮委員、藤江委員、山口委員、池谷委員、佐野委員、星山委員、中畷委員、志村委員
福井経営企画部長、福本経営企画部担当部長、岩佐市民協働部長、須藤福祉部長、
須田環境都市部担当部長、村松教育部長、大木防災安全課長、廣川社会福祉課長、
堀田社会福祉担当課長、廣末国保健康課長、雲林障がい福祉課長、伊藤高齢介護課長、
鈴木消防総務課長、杵山学校教育課長、島貫子育て支援課長、村上保育課長、
藤井療育教育総合センター長

傍聴者

2名

事務局

仁科経営企画部次長、鈴木主任、神山主事、柿沼主事補、渡邊主事補(記録)

次第

- 1 開会
- 2 基本構想改定案について【審議】(第1回総合計画審議会の続き)
- 3 中期実施計画案第1節について【審議】
- 4 逗子市総合計画策定条例の改正案について
- 5 令和3年度の進行管理【審議】
- 6 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料 4 逗子市総合計画基本構想改定案に係る総合計画審議会の意見等に対する所管の見解
- ・ 資料 5 中期実施計画案の見方
- ・ 資料 6 中期実施計画案<第 1 節>
- ・ 資料 7 重要業績評価指標（K P I）の設定根拠<第 1 節>
- ・ 資料 8 【調書 2】前期実施計画からの変更点
- ・ 資料 9 【調書 3】まちづくり基本計画に係る変更部分
- ・ 資料 10 【調書 4】まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みの一覧
- ・ 資料 11 逗子市総合計画策定条例の改正案
- ・ 資料 12 逗子市総合計画進行管理表<2021（令和 3）年度分>
- ・ 参考 5 総合計画前期実施計画リーディング事業の年次計画
- ・ 参考 6 総合計画前期実施計画の目標に対する進捗状況

(仁科経営企画部次長)

本日は大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の会議は現在13名の委員の方にご出席いただいております。総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告いたします。

本日の議題は次第にありますように、基本構想改定案について、こちらは審議、これは前回からの続きとなります。次に、中期実施計画第1節について、審議。次に、逗子市総合計画策定条例の改正案について、こちらはご報告となります。その後、令和3年度の進行管理について、審議となっております。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づき、関係する部長が出席しています。次第3の中期実施計画案第1節の審議をする際には、関係します課長が対応させていただきます。

では、資料の確認をいたします。事前にお送りしました資料としましては12点ございまして、次第のほか、資料4から12まで、ご確認ください。それと、参考の5と6、参考は2つでございます。資料のほうは、そろっていらっしゃいますでしょうか。また、前回の会議の資料のうち、今回も引き続きお持ちいただく資料としましては、資料2としまして基本構想案、資料3、調書1の基本構想の変更理由、こちらのほうも使う可能性がございますので、お手元のほうにご用意いただければと思います。配付漏れ等はよろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。ここからは、会長に進行をお願いいたします。お手数ですが、ご発言の際には挙手をいただきまして、指名をされてからご発言をくださいますようお願いいたします。また、市役所のほうの会場にいらしている委員さんは発言の際に声を大きくするためにマイクを使用してお話をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

会長、お願いいたします。

(出石会長)

皆さん、こんばんは。それでは、ここから私のほうで進行いたします。

次第のとおりに進めてまいりますので、まず次第の2、基本構想改定案についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

(仁科経営企画部次長)

それでは、第1回の総合計画審議会にていただきましたご意見等に対する各所管の見解を資

料4にまとめております。資料4をお手元にご用意ください。

こちらは、ご意見を基本構想の章の順に並べ直しております。いただいたご意見に対する所管の見解をその右側に記載しております。対応につきまして端的に分類しているのが、その間にあります対応区分という形になっております。区分の印としましては4種類ございまして、○印が「意見を反映し、案を修正するもの」、□が「意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの」、▲が「意見を反映することが困難なため、案どおりにしたもの」、■が「今後の参考意見とするもの」、この4種類の対応区分となっております。事務局からは、資料の説明は以上です。

(出石会長)

それで、事前に確認されているかと思うんですが、中身の説明を今いただいているわけではありませんので、少し時間を取りますから、特に右のほうに書かれている委員のご質問についての対応区分と所見をざっと確認して、ご意見をいただきたいというふうに思います。ご意見のある方からどんどん発言いただきますので、ほかの委員の方は取りあえず確認をしていただければと思います。

まず、今ご意見がある方いらっしゃいますか。

それで、先ほど事務局とも確認をしたのですが、端的に言えば○がついたところが「意見を反映し、案を修正するもの」となっておりますが、どのように修正するかについては今日お示ししておりません。最終的に実施計画の審議も全て終わった後に、実施計画の審議の結果、基本構想が修正になる場合もありますから、それらを含めて最終的に今回の意見、それから実施計画の議論を踏まえた基本構想の修正、改定案が示される。それで、もう一回文言については確認をするということになります。

いかがでしょうか。▲などになった意見について、何かありませんか。

もう少し時間を取りますから、ご確認ください。

(山口委員)

まとめて発言してよろしいですか。

(出石会長)

はい、お願いします。

(山口委員)

では、私のところが幾つかあったので、私に関連するところをまとめてお話ししたいと思いますが、ナンバー1、これは所管の見解の最後に、「ご意見にある公的責任を含む、公助、共

助、自助については、策定予定の地域福祉計画にて詳しく記載する予定」であるという、これは了解をいたしました。

それから、2番目なんですけど、その人らしくというところなんですけど、その人らしくというのはいろんな意味があると思うんですね。その人の個性、性質みたいなところとか、自分自身であると実感できるとか、自然体でいられるとか、生来の自分として行動できるとか、いろんな意味合いがあると思うんですけど、ただ、その人らしくというのはプラスの意味とマイナスの意味があって、例えばプーチンは独善的で自己中で暴力的で強引でというのがプーチンらしいということになるんですよ。だから、プラスの意味とマイナスの意味があるので、これは何かすごく抽象的なんですけども、もうちょっと具体的な中身を入れたほうがいいんじゃないかなということなんです。

それから、3番目、これはこのままで結構です。

それから、4番目が、これもこのままで結構です。

5番目が、これはノーマライゼーションとかバリアフリーの話なんですけど、ノーマライゼーションとインクルージョンと何が違うかということなんですけれども、ノーマライゼーションというのは二元論なんです。障がいがあるか、ないかという、そういう二元論なんです。インクルージョンというのは多様な人が存在をしているということで、その多様な人がお互いを理解し合っているいろいろな問題を改善しているというような、そういう考え方になるので、さっきの2番目のところでその人らしくというか、一人一人に注目するというのであれば、二元論というよりも、この世の中はもともといろんな人がいるので、そういう視点で考えたほうがいいんじゃないかということと、福祉関係ですと、もうノーマライゼーションを目指してというよりインクルージョンという理念に変わっているので、ノーマライゼーションというのちょっと古臭いなというイメージであるので、変えたらどうかということなんです。

それから、バリアフリーとユニバーサルデザインのところなんですけど、バリアフリーというのは主たる対象が障がい者とか高齢者というようなことで、ユニバーサルデザインは年齢とか性別とか人種とか、そういうものにかかわらず、全ての人が利用しやすい生活環境をつくるという意味合いで使っているんですけど、個人差をやっぱり考えているんですね。そうすると、例えば障がいといったって、実はいろんな障がいがあって、例えば段差をなくすというのは、車椅子は段差をなくすといいかもしれないけれども、視覚障がいの人は段差をなくしたら、道路か歩道か分からないというのがあるわけですよ。多分、エレベーターに乗ったら、ボタンがあって、車椅子の人は軽く触ればその階に止まってくれるということを願うかもしれないけ

れども、視覚障がいの方は軽く触って止まるなら、各駅停車になっちゃうわけですね。

そういう、同じ障がいの中だって、バリアフリーで矛盾があるので、一人一人に焦点を当てたら、みんながうまく使えるようなユニバーサルデザインという考え方にした方がよい。

それから、7番目ですね。これで最後なんですけど、子育てと子育ちの違いというところで、子育ちは広義の子育てであると考えますということなんです。子育てというのは親がするもので、子育ちというのは子ども自身が自分の力で成長していくというのは主体が違うよということと、それから、広義の子育てと狭義の子育てがあるとすれば、狭義の子育てというのは結婚とか出産とかそういうもので、広義だと住宅とか地方創生とか定住とかということで、広義の子育ての中に子育ちが入るとするのは一般的な理論としては、そうではないのではないかなというのが私の理解です。以上です。

(出石会長)

それでは、市のほうからコメントを求めます。2番と5番と7番、それぞれ今の山口委員のご意見について発言をお願いします。

(須藤福祉部長)

福祉部長の須藤でございます。今ご質問ございました2番でございます。ここには、具体的にどのようなお話がございまして、当時、8年前にこれを作成するに当たりまして、まちづくり基本計画の理念を、基本構想の「取り組みの方向」として掲げたものでございまして、その当時純粋に「その人らしく生きること」ということでございました。今後も福祉プランにおいて、どこまで盛り込むということが非常に難しいところではございますが、参考とさせていただきますというふうに思います。

それともう一つ、ナンバー5でございます。障がい者福祉計画で、この辺は第4期の中で委員さんがいろいろと議論されてこのような内容になってございますので、次回計画のときにこの辺は参考させていただいて、進めていきたいというふうに思います。

(村松教育部長)

教育部長の村松です。

7番でございますが、所管の見解でも記載させていただいておりますけれども、これまでの取組、また、地域で共に育むまちづくりということで、広い意味での、ここで言う子育ては子育ちも含んでのことだというふうに私ども考えてございますので、山口先生のお考えとかが広い意味で既にここに取り込まれているものというふうに考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

(出石会長)

今の7番は、それはもう一般的にそうなんですか、逗子市の考え方ですか。普通に考えて、山口委員の発言がもっともだと聞いていましたけれども。

(村松教育部長)

これは私どものこれまでの取組の中での考え方ということでございます。法律とか、一般的にということではなく、ここでも表にもありますとおり所管の見解で、すなわち私どもの考え方ということでご理解いただければと思います。

(出石会長)

理解する、しないじゃなくて、要するに総合計画基本構想ですから、それは結局市民に影響してくるわけですね。それが、市の、言い方は悪いけれども、勝手な解釈で、子育ての中に子育ては含むよと言い切っているんですね。

(村松教育部長)

市の勝手な解釈だということをご理解いただきたいということではなくて、一般的か否かということに関しては、市の解釈だということをご理解いただきたいということです。この□印だということは何が何でも言いたいということではございません。

(出石会長)

よく分からない。山口委員、何かありますか。

(山口委員)

例えば、ほかの自治体で計画をつくられた方々を見ると、何かそういう捉え方はできないなというふうな感じになると思うんですが、あとは、社会福祉関係の研究をしている方は、特に児童福祉で研究している方は、この部分を読んだら違和感を感じるだろうかと、そういう感じがいたします。でも、何が何でもそうしてくれという意味ではないですけれども。

(出石会長)

この件、ほかの委員の方はいかがでしょうか。今の、特に2番のほうは運用の中での話、地域福祉計画の中での参考にされるということで、その人らしくは、もうそれはそれでよしとして、5番と7番はかなり今の位置づけ、社会的な位置づけとかけ離れているように、私も感じて聞いていましたけれども、他の委員の方いかがでしょうか。

(磯部副会長)

副会長の磯部です。5番なんですけれども、私も山口委員に賛成で、何か普通なものがあった、それに合わせるという発想ではなくて、あらゆるものを含んでいくというのが今の世界の

方向ではないかと思われます。これから、今回改正すると8年間その言葉を使っていくわけですから、もし既にそういう方向に向いているのであれば、やはり積極的にその言葉を取り入れたほうが良いと私は考えます。

それから、子育てという言葉なんですけれども、これは私は今回初めて聞いた言葉なので、世間一般で子育てといったときにぴんとくるのが大勢であれば、それは考慮すべきですけれども、私自身の感覚では、全然子育てしていないので、今の時期、分かりませんが、やはり世間一般が奇異な言葉と感じるのか、それとも、当然な言葉と感じるのか、その辺を考慮して決めていったらいいかと思ひます。以上です。

(出石会長)

ほかの委員はありますでしょうか。

それでは、今の5番、7番は後で最終的に審議会としてどのように意見をまとめるか、また会議があるでしょう。ほかの項目でご意見等ありますか。

いかがでしょうか。ほかはよろしいですか。

(中嶋委員)

中嶋です。

(出石会長)

中嶋委員、どうぞ。

(中嶋委員)

私が意見を出しました7ページの20番のところなんですけれども、特にこの書かれている内容はよろしいかと思うんですけれども、意見として、ここに書かれているほかに、まち・ひと・しごと創生総合戦略がそのうちデジタル田園都市構想に取って代わられますよねといったようなことも意見として出させていただいて、それで、仁科さんのほうから、取りあえずはまち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化でいくけれども、デジタル田園都市構想ということになっていくので、それが具体化した時点でその連動の仕方に合わせて差し替えていくというようなコメントをいただいたかと思うので、それについても意見と所管の見解のところ盛りに込んでいただけたら、そういう方向なんだなということが残せていいのかなと思ひますが、いかがでしょうか。

(出石会長)

内容というよりも、それを書き加えてほしいということですね。内容というか、これについて、いいんだけど、さらにデジタル田園都市構想のほうも加えておいてほしいということ

ですね。

(中畠委員)

はい。

(出石会長)

所管はどちらですか。

(仁科経営企画部次長)

事務局のほうで前回回答させていただいたものですが、これは、前回回答したとおりの内容でございますので、その内容を所管の見解のほうに加えさせていただくということによろしければ、加えさせていただきます。

(出石会長)

では、記録に残すということですか。

(仁科経営企画部次長)

記録に残すということです。

(出石会長)

よろしいでしょうか、中畠委員。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、先ほど5番と7番について審議会としてどうするかなんですが、最終的には市が決定することですけれども、もう一回コメントを市側から求めます。5番については、やはり8年後のことも踏まえていったときに、現在でもソーシャルインクルージョンないしユニバーサルデザインという考え方のほうが妥当ではないかというところから、ちょっと古くなってくるノーマライゼーションやバリアフリーよりもいいんじゃないかということ。それから子育てについては両方の意見があって、子育ての中に子育てが入るべきじゃないかというご意見でしたが、ちょっともう一回。

(須藤福祉部長)

それでは、障がい関係でございますが、この辺は第4期の計画の中で専門の方たちを含めて協議した内容でございますが、今ここでそれがということでは、私のほうからは説明ができませんので、この辺は障がい者福祉計画の専門家のほうにご意見等を聞いて、今後どれがよりよいのかは検討していきたいというふうに思います。

(出石会長)

では、7番のほうをお願いします。

(村松教育部長)

教育部長、村松です。子育てにつきましては、磯部副会長からもご発言あったとおり、一般的に広い意味で言えば子育てということで、子ども・子育て支援事業計画といったような計画も法定で確定しているところがございますので、なじみという部分からいけば子育てということは一般的でないのかなというふうに考えますので、こちら、所管の見解でも述べさせている方向で進めさせていただければと考えているところがございます。

(出石会長)

それでは、山口委員の最後、確認ですが、5番については確かに第4期障がい者福祉計画に入っているんだけど、これは法に基づく計画で、一方で、こちらは基本構想なので、どちらが上位、下位とは言わないんだけど、市の最上位にくる基本構想はやはり重視する必要があると思うのですね。それを含めて、先ほどありましたけれども、今後検討、再度検討していただくということで、7番はそのままだということで、いかがでしょうか。山口先生、よろしいですか。

(山口委員)

子育てという言い方は、社会福祉の児童福祉を専攻している研究者とか実践をしている人たちから出てきている言葉なんですけれども、子育てというのは、要するに子どもの立場に立つ、子どもの視点に立つということなんです。今までの児童福祉は親の視点、あるいは行政の視点で考えているので、子育てになるんですが、それだけじゃ駄目じゃないかと。子どもの視点に立って、何が正しいか、何をすべきかを考えるべきじゃないかということで、当事者のほうから出てきている言葉で、ただ、例えば市民全員とか、ほかの分野に広まっているかという、まだまだなのかなと。最終的には皆さんの合意でやっていただければ、別に構わないということです。

(出石会長)

これは、実施計画のほうに出てきますか、ここの辺り。そこで議論できるかなと。

(仁科経営企画部次長)

実施計画ですと、まさに本日ご審議いただきます、1節の部分の中でございますが。

(出石会長)

では、それも含めて今後の実施計画での議論になって、場合によってはまたフィードバックできるかもしれませんので、そのようにさせていただきたいと思います。

それから、○がついているところについては反映されるということで、先ほども言いました

が、それらを含めて実施計画の審議後に、実際にそのように修正されているかについてまた審議していただくということにしたいと思います。

では、次第の1についてはよろしいでしょうか。

では、職員の入替えをお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

それでは、この後、中期実施計画の審議に入りますので、職員の入替えを行います。しばらくお待ちくださいませ。

(出石会長)

それでは、次第の3、中期実施計画の第1節に入ります。では、事務局から説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

今回から3回の予定で中期実施計画案について審議を行っていただく予定です。本日は第1節をご審議いただきます。実施計画の案につきましては、策定方針に沿った形で作成をしております。前回配付しました参考1、策定方針の6ページ、7ページにその方針が示されておりますが、そちらをご確認いただければと思います。

策定方針の6ページの下②のところに構成等とありますけれども、ここでどのような構成にするかという方針を示していますが、基本、前期実施計画にあったものと内容を変えまして、総合戦略と一体化するに当たって、数値目標や具体的施策と重要業績評価指標（KPI）など、総合戦略で求められる要件を基に構成することとしております。また、リーディング事業は今回設定しないことという方針にしております。

総合戦略と一体化するに当たりまして、これまでの実施計画と見た目が大きく変わっておりますので、まずは見方からご説明をさせていただきます。

(神山主事)

事務局の企画課、神山といいます。中期実施計画案の見方について説明をさせていただきます。お手元の資料の5をご覧ください。

1の中期実施計画に記載する内容にありますとおり、中期実施計画では5本の柱ごとに1つの数値目標を設定しまして、具体的施策ごとに1つのKPIを記載します。そして、そのKPIにつきまして、設定した根拠ですとか理由、考え方について、資料7のKPIの設定根拠に記載しております。

前期実施計画にあった現況・課題については、1つの具体的施策として記載をしています。

前期実施計画の取り組みについては、主な取り組みとして記載しています。

先ほど申し上げたとおり、リーディング事業は設定していません。

続きまして、資料5の2、中期実施計画案の表記例についてご説明いたします。資料8では、前期実施計画における現況・課題、取り組みについて、中期実施計画に継続して記載するかどうかを整理するための資料となっております。中期実施計画中も取組を継続するものについては、文頭の「・」を「○」に変更し、継続しないものは取消し線で消しています。なお、まちづくり基本計画に係る箇所については、黄色で着色をしています。

続きまして、資料5の裏面、2ページをご覧ください。先ほどお伝えした黄色で着色されているまちづくり基本計画について、変更がある、もしくは削除をする、そういった場合については、調書3、まちづくり基本計画に係る変更部分で変更文案と変更理由を記載しております。お配りしている資料の調書3、資料9になります。

資料10では、調書4、まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みを一覧表にしています。中期実施計画は、総合戦略と一体化することとなっています。一体化に当たりまして、総合戦略は改定をいたしませんので、総合戦略に位置づけられている主な取り組みは凍結ですとか、終了した事業を除いて、全項目を中期実施計画案に記載しております。右のほうにある総合計画の体系案では、総合戦略の取組が中期実施計画のどの体系に記載されているかを表している形です。そして、総合戦略の取組が凍結または終了している場合は、一番右の備考欄にその旨を記載しています。

続きまして、その次、3ページをご覧ください。3ページから5ページにわたって、これからご審議いただく中期実施計画案を載せています。それぞれ節の冒頭のページに、この節における5本の柱、取り組みの方向、具体的施策の体系図を記載しています。

続きまして、4ページをご覧ください。上のほうの四角のめざすべきまちの姿で、基本構想を再掲します。その下に、節ごとの中期実施計画期間中の数値目標を記載します。そして、その下に節ごとの取り組みの方向を記載します。

続きまして、5ページをご覧ください。このように、取り組みの方向ごとの基本構想を再掲します。そして、その下に白い字で具体的施策①があり、白抜きのその下の四角ですね、その下にKPI、そして、その下に主な取り組みが続いてまいります。この3つが1つの具体的施策のつながりになります。白い字の具体的施策の下には、それに対する現況・課題を記載しています。主な取り組みでは、中期実施計画期間中に取り組む事項について記載をしています。

そして、主な取り組みのうち、総合戦略に同じ取組が位置づけられているものについては、

右上の総合戦略の欄に総合戦略の体系を記載しています。中期実施計画と総合戦略の取組の名称は異なるが、同じ取組がある、その場合は、中期実施計画の主な取り組み名の下に総合戦略の取組名を斜体字で併記をしています。総合戦略にのみ位置づけられている取組については、斜体字のみで記載をしています。

なお、ご審議をいただいている間は、総合戦略であることを分かりやすくするために斜体字で表記をしますが、実際に計画書になるときは斜体字を解除した状態になります。

今ご説明をしました中期実施計画案は、お手元の資料の6になります。本日は、こちらの資料のほうの第1節のご審議をお願いいたします。事務局からは以上です。

(出石会長)

それで説明は以上で、あとは資料を読み取るということですか。

(神山主事)

そうですね、はい。

(出石会長)

委員の皆さん、今の説明で一応見方の説明がありました。見方の説明はあったけれども、中身はそれぞれの委員が見ていただくしかない、そういうことだと思いますので、資料6の第1節が全部で31ページあるので、その中の各節ごとにあるK P Iの設定根拠が資料7です。それから、この第1節をつくるに当たっての取捨選択をして、前期実施計画からの項目の取捨選択というのでしょうか、それが資料8で、それから、資料9がまちづくり基本計画の変更に関わる部分で、資料10がまち・ひと・しごと総合戦略との関連で、それが先ほどの斜体字云々とかの話ですね。もうどこからでもご自由にとしか言いようがないですので、各委員の皆様、ご意見、あるいはご質問がありましたら、お願いしたいというふうに思います。どこかここがポイントだというのはないですか。直したのが全部ポイントなのですか。

(仁科経営企画部次長)

ポイントといいますと、申し上げにくいのですが、1ページ目にございます体系が、これが計画案全体を俯瞰するような形となっています。これまでの取組、5本の柱と取り組みの方向というのが基本構想で提示済みというものですけれども、そこに対応する具体的施策、ここが実施計画の中身という形になっております。ですので、具体的施策は多少細かいものと粗いものとありますけれども、これは全体を俯瞰するとこういう構成になっているというのをお分かりいただけるかと思えます。この具体的施策に対応しまして、それぞれK P Iと主な取り組みというものが記載されていると、そういう形になっています。

(磯部副会長)

磯部です。前の逗子市総合計画、この今期と見比べればいいのかなと思うんですけども、今ちょっと見てみたところ、この資料6の1ページ目と、それから、総合計画の21ページ目に、1節、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちと、同じタイトルになっていて、取り組みの方向に関しても、この1、2、3、4、5、1が「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち、ですから、前というか、今の総合計画とここまでは同じだと思っていわけですね。

(仁科経営企画部次長)

はい。基本構想がここまでです。

(磯部副会長)

この下に関しては、資料6の、これは両方、正規になっていると考えてよろしいですか。今までの総合計画にあったものと、戦略にあったものが併記されていると。だから、何か削ったとかは全然なくて、ひたすら全部書きましたよということが出発点でよろしいんですか。

(仁科経営企画部次長)

前期実施計画から何を中期実施計画に持ってきたかというのを見ていただくのが資料8になっております。資料8で消してある部分はカットして、取り組みの頭に「○」のついているものは、これは中期実施計画に持っていきますということです。ですので、資料8で見てくださいと、66ページが一番下が全部「○」がついていないで取り消し線で消してありますが、これは中期実施計画に持っていきません、そういうもの。何を持ってきたのかを見ていただくのは、資料8でご確認できます。

あと、総合戦略から何を持ってきているのかというのは、資料10のほうから。この総合計画の改定に合わせて、主な取り組みを持っていきます。この実施計画のどこの場所に入れ込んでいきますという、その対照表です。

(磯部副会長)

これは確認ですけども、今の逗子市総合計画でこの第1節に関して言えば、66ページに現況・課題、取り組みというページがあって、それはこの調書2に66ページをコピーしてきた、同じページ数になっているから、そういうことですね。

(仁科経営企画部次長)

はい。ページを合わせやすく、同じページ数にしてあります。

(磯部副会長)

なるほど、分かりました。だから、今の総合計画から消していないところはこれを貼るということですね。

(仁科経営企画部次長)

はい。

(磯部副会長)

なるほど。随分と消したところが多いですね。感想でしかないけれども、こんなに消しているんですか。何かすごく消してありますね、ざっと見たときに。

(仁科経営企画部次長)

現況が変わっているものもございますので、このまま中期実施計画に持っていけないということですね。

(出石会長)

分かりました。要は、資料6が全部が包含されている実施計画案なんですよ。

(仁科経営企画部次長)

はい。

(出石会長)

第1節は資料6の1ページから31ページという、この中でのご意見をもらえれば一番いいと思うのですが、なかなか委員の皆さん大変だと思いますので、例えば、事務局にですけれども、他の自治体もそういうふうなやり方なので、ここでの議論はもちろんですけれども、後で書面で出せるという形にしてもらえないでしょうか。見ている委員の方がいたら、今ご意見いただこうと思いますけれども、特にKPIとか細かいところの意見の出し方というのは、これは難しいので。かといって、細かいところまで全部目を通すというのもなかなかつらいところですので、取りあえず今はこの資料6のところ、先ほどの例えばその人らしく生きるというのは3ページのところに言葉が出てきていますので、このあたりが先ほど基本構想のところでご意見があった部分について、ここでどれだけフォローできているのかとか、そういう論点が一番いいんだろうと思うのですが。取りあえず私が、説明してみましたけれども、その辺何点か、何かご意見があれば、お願いしたいと思います。

中嶋委員、お願いします。

(中嶋委員)

基本的な理解のところ、質問なんですけれども、今度の中期実施計画では、計画期間中の目標値をKPIという形で記載をするということにされたということで、見方のほうに書いてあ

るということで、そのK P Iというのは基本的に総合戦略の中でよく使われているというか、基本的に使われ出した指標かなというふうに思うんですけども。第1節を見て、総合戦略とリンクしていないというか、白くなっているところについては、K P Iを、時には資料7の設定根拠に基づいて決めていっているということの理解でよろしいのかなというふうに考え、思うのですが、それはそれでよろしいのでしょうかということが1つ。それから、総合戦略ではK P Iを盛り込むということでされていると思うんですけども、その総合戦略のK P Iについてはこの中期実施計画の中では出てこないで、さらに個別の計画なり、総合戦略のほうで独自に扱われるという形になるのでしょうかということをお伺いできればと思います。

(出石会長)

お願いします。

(仁科経営企画部次長)

すみません、1点目のご質問がうまく理解できなかったんですが。おっしゃっているのは、具体的施策に対してこのK P Iを設けていることの形のことですか。

(中嶋委員)

そうですね。1つ疑念として、K P Iという、総合戦略をそのまま持ってくることにされたのかなということの確認です。

(仁科経営企画部次長)

まず、先ほど少しご説明したんですけども、策定方針のほうで既にご書いてあるのですが、これは総合戦略と一体化するに当たって、総合戦略で求められている要件である具体的施策に1つのK P I、プラス数値目標という、その上位にある数値目標のところ、総合戦略の形を取り入れたものでございます。

数値目標につきましては、節ごとに1つの数値目標というものを今回ご提案しております。それが、各節のこの基本構想の取り組みの方向に向けたまちづくりに満足している人の割合が10%増加しているという、かなり意識調査をベースにこの数値目標を立てています。これは全ての、5つの柱、それは共通したものにしようというふうに考えております。これは数値目標の考え方なんですが、具体的施策に対しては1つのK P Iという、この形を取り入れているのは総合戦略の形ということになります。

もう一つのご質問の総合戦略のほうの、今既に立てているK P Iの管理がどういうものになるかという話ですけども、やはり今の総合戦略のK P Iが今の総合計画案のこの具体的施策とぴったり合うものがない場合もありますので、それはそれで別に、総合戦略のK P Iの達成

状況というものは別管理という形にせざるを得ないと考えています。つまり、総合戦略の4つの基本目標に基づいた体系、位置づけであるK P Iは、それはそれで進行管理していくという予定でおります。

(出石会長)

中畠委員、よろしいですか。

(中畠委員)

ありがとうございました。ただ、かなり総合戦略のK P Iと別管理していくというと、その連携していく意味合いというか、連携がちょっと難しくなっていく面も少しあるのかなというようなことを感想として思いました。以上です。

(仁科経営企画部次長)

ご指摘のとおりだと思います。ただ、やはり総合計画で持っている基本構想の5本の柱の考え方と、総合戦略の4つの目標の考え方をすり合わせるのはかなり難しいところですので、それは別の体系で見ていくというような形で整理したいというふうに考えています。

(出石会長)

藤江委員どうぞ。

(藤江委員)

K P Iというものがどういう根拠、要するに科学的な根拠ですよ、というのがどういうふうな形で与えられているのか。それは、世の中でどういうふうに、今までのデータとの擦り合わせができていのかと、簡単に教えていただけますでしょうか。

(出石会長)

お願いします。

(仁科経営企画部次長)

先ほど中畠委員おっしゃったように、総合戦略を策定することになった、大体平成27年の頃にはこのK P I、重要業績評価指標という言葉が使われるようになってきておりますけれども、このK P Iはあくまでもその業績、パフォーマンスを評価するための指標でございます。なるべくアウトカムで設定するという形になっておりますけれども、まず目標の達成をめざすのであれば、何を目安にするかという、そこを位置づける。その上にさらにK G I、ゴールがありまして、目標ですね。これは、数値目標といっているんですけども、最終的な目標があって、そこに到達する過程の指標というのがK P Iという、そういう位置づけになります。

例えば、簡単に言いますと……ちょっと簡単な例が出てこないのですが、申し訳ないんですが、

すみません。

(藤江委員)

分かりました、はい。

(仁科経営企画部次長)

そういう意味で、K P Iは必ずしも目標ではないんですが、どうしても目標値のようなものを設定してしまっているところがございます。今、位置づけているK P Iの設定根拠というのは、資料7のほうに記載しているという形です。

(藤江委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(出石会長)

はい、どうぞ。佐藤委員ですか。

(佐藤英夫委員)

ここに書いてある内容の質問ですが、高齢者に関するところの13ページのところに主な取り組みというところの上から3つ目、要介護状態となることを予防する活動の話ですけれども、ここですごく気になったことが1つありまして、要介護になる前はやはり認知症になることがすごく心配、私どもも心配なんですけれども、実は逗子市役所さんのホームページ、社会福祉課さんもそうですけれども、認知症という言葉がほとんど出てこないんですよ、書いてある内容で。しかも、いろんな講座とか予防講座があるんですけれども、認知症の予防講座みたいなものがないんですね。これはどうしてかなというのをちょっと質問したかったんです。非常に切実な問題だったもので、周りにもいっぱいそういう認知症の方がいらっしゃるんで、この辺を今日は質問させていただこうと思いました。以上です。

(出石会長)

では、市のほうでお願いします。それについて実施の状況など。

(堀田社会福祉課担当課長)

社会福祉課でございます。今、認知症の記載が少ないということでございますけれども、認知症を予防するということでの脳活・筋活の講座ですとか、そういったものを実施はしております。ただ、あまり認知症という言葉在前面に出した形ではなくて、そういったものを予防するという形での講座のご案内をさせていただいております。

あと、認知症と思われる方を対象とした相談等も実施させていただいておりますけれども、そこも認知症という文言ではなく、家族のための物忘れ相談会という名称で周知をさせていた

だいております。認知症という言葉のほうが分かりやすいというご意見も承りましたので、今後表記については分かりやすい表記を心がけていきたいと思っております。以上でございます。

(佐藤英夫委員)

では認知症予防の講座があると今おっしゃいましたけれども、具体的に名前を言っていただけますか。探したけれども、見つからなかったんです。

(堀田社会福祉課担当課長)

すみません、失礼いたしました。脳活・筋活講座ですとか、そういったものが当てはまるかと思っております。

(佐藤英夫委員)

それは、外部がやっているんじゃないでしょうか。

(堀田社会福祉課担当課長)

委託してやっている事業でございます。

(佐藤英夫委員)

やっぱりそうですか。では、市役所さんがメインでやっているんじゃないかと、脳活のような講座をどこか外部に委託してやっているから、やっているという表現ですね。

(堀田社会福祉課担当課長)

さようでございます。

(佐藤英夫委員)

分かりました。では、結構です。

(出石会長)

そのほかいかがでしょうか。

三原委員。

(三原委員)

ページでいうと28ページ、29ページ2つありまして、28ページというか、ここの子供に関する項目は非常によく書かれていると思うんですが、私なりに考えて足りていないと思っているのは、不登校の児童生徒への支援とか、居場所づくりという項目がすごく大事じゃないかな。私の周りにも結構そういう人たちがいて、いろいろ困っている。この辺の取組はいかがなんでしょうか。

(出石会長)

事務局ですか。

(仁科経営企画部次長)

その関係になりますと、第2節のほうになろうかと思っております。支援を必要とする子どもというところにもあるんですけども、主に教育の部分の取組でやっています。今回の実施計画案の中には入っていないところだと思います。

(出石会長)

第2節に出てくるということですか。

(仁科経営企画部次長)

はい。例えば、今の調書2だから、資料8の106ページのNo. 8に、「いじめや不登校など教育的課題について信頼に基づく指導を充実させていく必要がある」というところが該当すると思います。資料8の106ページ、これは第2節なので、今回の中期実施計画案ではなくて、これも「○」になっていますから、この内容を盛り込む予定になっています。次回審議いただくときに、この部分の中期実施計画案を審議するということになります。

(三原委員)

じゃ、これについての意見は次回でいいと。

(仁科経営企画部次長)

はい。

(三原委員)

分かりました。それと、もう一つ、29ページなんですけど、この29ページの一番最後のところの保育士確保の取り組みです。これは、すごく喫緊の課題で、我々住民自治協議会でもすごく大事だねと。転入してくる人たちのためにも、こういうことは知っていなきゃいけないねという話が出ているんですが、ここに書かれている事業説明は、これはこれでいいと思うんですけども、この間の市長のご説明あったように、保育士を幾ら逗子市が、こういういいところあるよ、こうだよ、ああだよと言っても、最終的には横浜などへ給料の差でそっちへ持っていかれてしまうということを、切実な問題があるとおっしゃっていた。そうすると、ここのところの今の事業説明として、予算の確保とか充実というか、今まで以上に予算をつけるという項目が必要になってくるんじゃないですか。ここに書いてあることだけじゃ駄目なんですよ、現実問題として。給料が向こうが高かったら、向こうへ行ってしまうんですから、いろんなことやったって。それを私は申し上げたい。

(出石会長)

所管はどちらですか。

(村上保育課長)

保育課でございます。確かにおっしゃるとおり、予算の関係で、やはり大都市は上乘せしているというところがありますので、その他の地域の保育士確保が大変になっております。ただ、県内でここは統一した賃金体系とか上乘せ予算、そんなものを県のほうにも、県が統一して予算をつけてほしいということで要望はしておるところであります。ですので、簡単に市として予算をつけますというのは、なかなかここには書きづらいところなのかなというふうには思っております。

(三原委員)

私は、比較があるんだけど、ほかのものを蹴ってもこれをやるべきだ。そのくらいの意識を持って、今ここに書きづらいとおっしゃったけれども、書くべきだと思いますよ。それで、市長にも分かっていたら、予算を何しろつけないと保育士が集まりませんと、このままでいいんですかという話ですよ。一番大事なところですよ、これ。保育士だけの問題じゃなくて、あと、保育所の問題も当然あるだろうし、我々なりに考えて、今度は新しく駅前のターミナルができるんだったら、そこのところに保育所つくれば、その地域に住む場合にそこに預けて行ける、そんなところまで考え方を発展させて、何しろこの問題に真剣に取り組んでいかないと、明日に向かっての話ですから、ぜひおやりいただきたいと思います。

(出石会長)

では、これはまた後日所見を求めることにしましょうか。

お願いします。

(磯部副会長)

調書2の80ページの一番下なんですけれども、先ほど話題になったユニバーサルデザイン、この取り組みの一番下のところで、わざわざユニバーサルデザインの視点を取り入れたというのを消しているんですけれども、これはどういう意図なのかを伺いたいと思います。

(出石会長)

加えて私からも、同じなので付け加えますね。資料6の15ページ以下、先ほど基本構想のところの意見の中でやはりユニバーサルデザインの件と、それから、インクルージョンという話が出ていた。先ほどは検討しますという回答であったのですが、あるとしたら、1つはこの15ページだとか、あるいは、その後19ページとかになってくるのですが、恐らく今、磯部副会長からもご指摘の、主な取り組みのところを直しているのか、そもそも具体的施策の名前が「バリアフリーの推進」だからなんですね。それをもう少し視点を広げて、多様なユニバー

サルデザインだとか、そういう表現をどこかしらに記載すべきではないかということですよね。そのあたり、いかがでしょうか。

(雲林障がい福祉課長)

障がい福祉課の雲林と申します。今ご指摘のところなんですけれども、前期実施計画についてはこのように記載してございましたので、今回は別にその趣旨がないわけではないんですけれども、資料6の19ページ、そのバリアフリーについてはもともと、例えば懇話会において広く市民に高齢者、障がいのある人等を含む関係者のご意見を聴取しているということで、障がいの有無にかかわらずというところで考えていますし、実際問題としてそういった多様性の視点については考えていまして、個別計画である障がい者福祉計画のほうには実際にユニバーサルデザインの視点のということで書かれておりますので、特に削った理由というよりも、もう既に盛り込まれていると考えていて、このようにさせていただきました。

(磯部副会長)

これから検討していただけるとお思いますけれども、当初の山口委員のお話を伺っていると、ユニバーサルデザインのほうがより大きな概念で、バリアフリーというものを包含しているということなので、そこら辺は考えていただいたほうがいいかなと思います。

(出石会長)

では、この点はまた意見として残しておきますから、所見をまた所属のほうで考えてください。これは、先ほど基本構想のときのつながりがありますので、小さなほうに大きなほうが含まれるのはおかしいから、逆だと思えるんですけれども、バリアフリーを消したくない気持ちはよく分かるのだけれども、これをメインにしたい気持ちは分かるのですが、ユニバーサルデザインが、個別計画に書いてあるから、ここでは消すというのは、ちょっと分かりかねるところがあります。

ほか、いかがでしょうか。

(三原委員)

調書の資料8の96、97、3番目、伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められているということを書いてありますが、この文化の定義というのはどういうことなんでしょうか。すごく、何か莫とした感じで我々は受け止めるんですけれども。

(仁科経営企画部次長)

こちら第2節になりますので

(三原委員)

分かりました。

(仁科経営企画部次長)

資料6、7は中期実施計画案第1節分だけなんですけれども、それ以外の資料8～10は第5節まで全て含まれていますので、分かりにくくて申し訳ないんですが、今回は第1節のところでお願いいたします。

(三原委員)

分かりました。

(出石会長)

85ページまでですね。

(仁科経営企画部次長)

そうですね、資料8については85ページまでが第1節の部分。

(出石会長)

ただ、今出たので、考えておいてくださいね。説明できるようにしておいてくださいね。

(仁科経営企画部次長)

はい。

(出石会長)

では、1節の部分でほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、佐藤委員ですね。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。素人質問なので恐縮なんですけれども、各KPIについて教えていただければうれしく思います。というのも、幾つか見ているんですけれども、目標値ではないというのは分かるんですが、重要な事業の進捗、実施できているかどうか分かる指標ということで、設定されている各項目がちょっと素人目にそれは適切なのかなと不思議に思うところがありました。

例えば、体系1-2の健康づくり、食育の推進ということで、年平均1.78%以下に医療費の伸び率を抑制していくということで書いてあるんですが、2つこの項目で不思議なところがありまして、この取組の目的自体は市民が健康になっていることだと認識してまして、違ったら教えてください。なんだけれども、ここのKPIは医療費の伸びを抑えることになっていますよね。市民が健康になるための取組なのに、KPIが医療費の伸びを抑える、それも大変

重要なことはよく分かるんですけども、これは正しいんでしょうかというのが1つですね。

もう一つは、この項目、それと別の視点になるんですけども、この1.78%の根拠として過去5年間の県平均を用いていると。それが1.78なので、我々逗子市もそれ以下に抑えたい。一見分かりやすいんですけども、これ、目標が終わる2029年までこの数字のままじゃないんですけども、数値は。2029年時点で、県平均の医療費の伸び率というのが何%なのか、それは誰にも分らないんですけども、過去5年の平均値を使うことは、仮にこの伸び率を抑えるというのが目標としてK P Iを使う、適切だろうとしたところで、こんな古い数値を使っているのかなというのが、1個不思議な点ですね。それであれば、その時点の県平均に対して逗子市が下回っているですとか、そういう、そのときに県平均に対して逗子市がそれを下回って、みんな健康だから、医療費が低いんだみたいな目標、K P Iの立て方をしたほうがいいように思われるんですが、これは多分素人質問なので、何か理由があるのかなと思って、伺えたらと思っています。

(出石会長)

では、お願いします。

(廣末国保健康課長)

国保健康課です。2点ご質問いただきました。健康づくり、食育の推進という具体的な施策のK P Iが医療費の伸び率の抑制というところが、少しマッチしていないんじゃないかということ。こちらにつきましては、市のほうで行っている事業といたしまして、国民健康保険制度というようなものがございます。こちらは、いわゆる保険制度になります。一般的に、市民の健康を図るというものが、いろいろな保健に関する事業ですとか、健康づくりに関する事業、こういうものによって進めていくというのが実際的になります。直接医療に関しての対応を市のほうですということはないんですけども、健康になっていく、これによって医療の依存を軽減するという、特に今、生活習慣病というものが大きな課題になっておりまして、生活習慣病、これが慢性的に医療費がかかる大きな原因の1つというところもありまして、この市で行う健康づくりに関する指標といたしましては、医療費の抑制というところで設定したところでございます。

これは、ちなみに、これまでの総合計画の前期実施計画においても設定を行っているところもありますので、経年的なところを見るというところでも、このK P Iということで考えて設定いたしました。

また、この目標というところが過去5年の県平均というところで、それが先の目標値という

ところにそぐうのかというところがございました。こちらについては、確かにおっしゃるとおりで、そのときには神奈川県、例えば5年間の平均というところで設定ができるのが一番いいところではあるんですけども、ただ、その時点の5年間の平均が出るのがさらにかなり進んだ年度になってしまいますので、なかなか先の平均というところが取れないところでございました。

これを、これまでの市の上がり幅というところと県の平均の上がり幅というところでのギャップを埋められるというところをこの先の目標として設定をしたというところで考えたところなので、確かにこの先もっとこれまでの5年より変わっていくということは想定されるんですが、今、目標として設定する時点では、現状というところでの幅で設定をしたというところでございます。以上です。

(出石会長)

佐藤委員。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。ご意見よく分かりましたが、であれば、その時点で取れる最新の伸び率と比較すればいいんじゃないですかね。わざわざ10年以上前の数値と比較する、経済を専門にしている方がこの場にいれば分かると思うんですが、さすがに古過ぎて、それは比較対象として参考値にならないと、通常、マクロ経済的には思われるんですよね。数年、世界の経済統計がちょっと遅れるので、いきなり去年のと比べられないというのはいろんな統計上、通常起こり得ることではあるんですけども、だからといって、10年以上、2015年の数値を含んだものと比較するというのは、これは一市民としてもちょっと比較対象としてそれは、言いたいことは分かったんですけども、ちょっとおかしいかなというふうに、ここのところをフィードバックとして述べさせていただければと思います。

すみません、国保健康課の方、ありがとうございました。同じくKPIのここの項目に、もう一つ不思議だと思った項目がありました。体系1-2の3の地域医療の再生の推進。医療施設が整っていないという不満を20%にしたいという、市民に対する意識調査の結果をKPIにするという項目がありますね。もう一つほかの項目で、1-4の4、バリアフリーの推進というところ、市民に対する意識調査において、障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできたという回答が60%以上になっているという、この意識調査を基にしたKPIを設定している項目が2か所ありました。

これを設定したいという気持ちも分かりますよ。私も日々KPIで悩んで、上司に怒られて

いる人間なので、背景は何となく分かるんですけども、この意識調査というのは、すみません、まず1点先に質問しなきゃいけないな、意識調査というもの、これは質問項目はずっと変わらないんですか。

(出石会長)

調査を、K P Iの指標にするということ。

(佐藤成人委員)

そうですね。市民調査、市民に対する意識調査の結果をK P Iとしていると。この背景となる質問は変わらないのかが質問です。

(仁科経営企画部次長)

事務局です。総合計画の目標であるとか、総合戦略のK P Iに設定しているものにつきましては、同じ項目で質問をするような形で意識して質問を入れ込んでおりますので、変えていないです。

(佐藤成人委員)

全く変わらないんですか。

(仁科経営企画部次長)

全く同じ質問項目です。

(佐藤成人委員)

向こう10年、ずっと同じ質問をするんですか。

(仁科経営企画部次長)

これまで10年というのはいないです。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。

(仁科経営企画部次長)

定点的に取っているものもあるんですが、この質問項目の内容になりましたのは今の総合計画になってからかと思うんですけども、その前に、例えば障がいであれば、障がいの計画をつくる時に同じような質問が入っていた可能性はございます。ただ、総合計画の目標に入れたときからは、必ず毎年捕捉できるような形で企画課で実施する意識調査に入れるような形でつくっています。

(佐藤成人委員)

ありがとうございます。ということで、変わらないという保証がないというのが1点ですよ

ね。もう一つは、この意識調査は外形要因で順位がよく変わるというのがもう一つ問題としてあると思われます。要するに、基本的に医療が整っていないねという不満は高いだろうと予想されるんですけども、じゃ、地震があったぞとか、津波があったぞとか、起こらないほうがいいんですけども、そういう大きな社会変化があったときの翌年に同じような質問を取った場合は、これはそっちに対する問題意識のほうが必ず回答として高く出るだろうと予想されますので、そうすると、結果的に医療が整っていないとかそういうものはどうでもいいんだという要因で、2番手、3番手以降の不満というところに下がっていくだろうというところは容易に想像されますよね。

そうすると、この意識調査をずっと変えない、絶対変えないと、質問内容を絶対変えないんだといったとしても、外形要因で変わっているんで、これらの事業をやったことでそれが不満が減ってくれて、市民が満足してくれたかどうかというのは、証明にならないはずなんですよ。なので、この市民の意識調査をKPIにするのは、これも素人の感想で恐縮なんですけれども、私が事業とかでやるようなときは、そういったところはできるだけ排除というか、もうそれはしようがないとした上でやるか、でも、取れないよねというふうになるはずなので、このKPIを置かないはずなんです、私がタッチして。というところで、なぜこれを置いたのかというところは不思議だし、可能であれば、もう少し、難しいんだろと思うんですよ、ここら辺のKPIを置くのって。

じゃ、もう本当細かくやろうとしたら、これぐらいかけて1人当社も置かなきゃいけないみたいな世界になってしまうこともままありますので、できること、できないことあるだろうというのはすごくよく分かるし、すごく同情的な立場ではあるんですが、ただ、ちょっとこれをKPIにするのはどうなんだろうかなというのが1点疑問としてございます。

(出石会長)

そうしたら、これはほかの節でも出てきますよね。確かに、恐らく想像するに、ほかのKPIをうたったら、立てづらからというものはアンケートなどを使っているのだろうと思うのですが、ご指摘は私も大変ごもっともだと思うところがありますので、これは事務局を含めて、このKPIを、こういう意識調査等を使うことについての論理構成をしっかりとしてください。

もう一個、その前にあった古い平均を取ってくるということについて、1点私からも確認なのですが、ここも、KPIは数字が出ないといけないんですか、定量的に。要は、その時点での平均を、県平均以下に抑えているという表現の仕方はできないんですか。それも一応提起はしておきます。2節以下も同じです。

(佐藤成人委員)

最後にもう一点だけ。

(出石会長)

はい、どうぞ。

(佐藤成人委員)

多くて申し訳ないんですけども、最後、もう一つは、これは回答等は不要なので、ご検討いただければうれしいですというところで抑えますが、体系1-5、ナンバー2、子育てを支える取り組みの推進ですね。KPIが子育てポータルサイトのアクセス数になっていまして、理屈は分かるし、もともとこの数値、目標として掲げていらしたけれども、よく分かるんですけども、KPIで正しいのかなというのをぜひ一度お考えいただきたいなと思います。

なぜかというところを申し上げますと、この逗子市の子育てサービスというのが、全員この子育てサイトを通じないと受けられないというサービスであれば、ポータルサイトのアクセス数とかは事業の推進のKPIとして、それは大変に正しいだろうと思われるのですけれども。別に「えがお」はただのインフォメーション、私はすごくお世話になっているし、子育てで逗子市に頭が上がらないという立場で言いづらいところはあるのですが、この「えがお」というのは基本的にインフォメーションサイトなので、利用率というのは別に子育て事業を頑張ったから、ポータルサイトの利用率が増えるかというところ、そこは検証しづらいというか、よく分からない部分があるかと思うのですね。

必ず子育て事業とひもづけて、ここを見ないと絶対受けられないとか、そういう工夫があるのであれば、それはKPIとしてしょうがないということがあると思うのですけれども、現状、見得る範囲のインフォメーションサイトだよというところだと、私もよく見るのですけれども、それはKPIとして本当に正しいかどうか。市の職員の方が一生懸命サポートしてくださった結果を反映できているのかというのは、検討、今後見直していただけたらうれしいかと思う次第です。長くてすみません、私からは以上です。

(出石会長)

じゃ、コメントしてください。

(島貫子育て支援課長)

子育て支援課、島貫です。こちらのKPIの決定に当たりましては、子育てに関する分野は様々な事業が重なるところでありまして、こちらを包括的に示すKPIの設定は非常に難しかったというところがありました。子育てに関する情報を一元化して市民に提供していこうとい

うところでポータルサイト「えがお」が設置されましたので、この利用数をK P Iとして見ることで子育てを支える取り組みの推進を確認していこうというのがスタートでございました。

ご指摘のところを含めまして、検討いたします。よろしくお願いいたします。

(出石会長)

では、磯部さん。

(磯部副会長)

まず、要望なんですけれども、資料8の調書2を見たときに、現況・課題が全消去されていて、同じく取り組みも全消去されているというケースが幾つかあるんですが、先ほどもほかの節にありますよというような説明が何度かありました。ですから、次回の総合計画審議会までに、こういうケースに関しては、完了しました、それから、中止しました、別のところに移しました、この行方について注記をつくっておいていただきたいなと思います。それを事前に送っていただければ、効果的に審議できると思いますので。

それで、質問は、資料8の70ページの4、71ページの5、6、これらは、今言いました何に当たるのかということに関してご回答いただきたいと思います。

(出石会長)

担当課お願いします。

(仁科経営企画部次長)

70ページの4番については、これはスポーツのほうの所管のほうになりまして、本日ここに出席していないということもございますので、2節のところを話をさせていただければと思います。

71ページの5番では、5と6は国保健康課が担当です。

(廣末国保健康課長)

国保健康課です。71ページ、5番に関しましては心の健康に係るところで、こちらは2つ対策、基本計画というのを市のほうで策定をいたしました。こちらのほうの計画の推進のほうに包含されているということで、ここでの取組としては落としました。

続いて、6番に関してです。6番に関してなんですけど、こちらについては以前、総計審からのご指摘を受けて、熱中症対策というところで取組を計画させていただきました。こちらについては、いわゆる国のほうで熱中症警戒アラートというところで情報発信、急遽する仕組みができていて、それを随時市からも情報発信するというところで、具体的な対応として軌道に乗ったというところで、ここでの計画での取組からは外したというところでございます。以上です。

(出石会長)

そういうのを、2節以下、消されたものがどうなったのかという結果を分かるように示していただければ。ほか、いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

(藤井委員)

藤井です。ちょうど今、磯部委員が指摘してくださったところのその4番をなぜ削ったのかという疑問があったんですけれども、併せて2節でということなんですが、2節の100ページになるんですけれども、調書2の100ページになりますが、そこもあえて生涯スポーツとか競技スポーツ、ここは連携の話をしてはいますが、それも取り消し線で消されているんですね。基本的に残っているのは、子供にスポーツを振興していきましょうということだけで、高齢者と医療費の関係性にスポーツが寄与できるという概念がなくなっているのです。なので、今の4番はスポーツのほうに盛り込みましたというお話にちょっと合点がいかなかったのと、もうやっぱりあえて医療費と、例えばフレイル予防とかというような、スポーツというよりも運動、日常的な運動をすることでフレイル予防につながるみたいな、医療費と高齢者スポーツが関連性があるというような意識をこの項目にも入れてほしい、残してほしいというふうには思います。

(出石会長)

よく分かる質問ですね。こちら、今日はスポーツの担当がいなくてもいいけれども、スポーツの担当ではなく、市側の視点ですよ。逗子市の視点として、スポーツによつての健康づくりの推進に寄与するというようなことになっているのかという質問なんですけれども。

(堀田社会福祉課担当課長)

社会福祉課でございます。調書6の12ページ、取り組みの方向3で、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」という表題で、その中の主な取り組みの中で……

(出石会長)

どこですか。

(堀田社会福祉課担当課長)

調書6。

(仁科経営企画部次長)

資料6。

(堀田社会福祉課担当課長)

資料6でございますね。中期実施計画案のその12ページの取り組みの方向、「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」、こちらの主な取り組みとして、「高齢者の運動の機会の促進と啓発」ということで、こちらに該当する事業として、運動・スポーツ習慣化促進事業ということで挙げさせていただいております。委員がおっしゃるように、高齢者の方には、スポーツというより、運動を習慣化するという事にフレイル予防ですとか、介護予防に資するという事は我々も十分認識しておりますので、こういった形で載せさせていただいております。

代表的なものとして挙げさせていただいておりますが、決して高齢者の運動習慣化等を軽視しているということではございません。以上でございます。

(出石会長)

藤井委員、いかがですか。

(藤井委員)

あえてこういう取組とかという項目がなくても、事業としては取り組まれている具体的なことがあるという。その取組という項目はないんですよね、これに関しては。

(出石会長)

反映されているのはどこ。

(藤井委員)

現況・課題と取り組みというのは、全部の。

(出石会長)

調書ではどこにあるんですか。

(藤井委員)

変更がないから、ない。

(出石会長)

事務局に確認。今、議論になっている資料6の12ページの一番下の主な取り組みの高齢者の運動の機会の促進と啓発は、調書2ではどこに載っていますか。

(仁科経営企画部次長)

よろしいですか。基本的に、中期実施計画の案をつくるときには、もちろん新しい取組が追加されているものもございますので、これは新しい、むしろ新しい取組ですね。前期実施計画から持ってきたもの、総合戦略から持ってきたもの、これから計画的にやっていく地域の取組と、この3種類がございますので、全てが調書2から追えるというものではないという状況で

す。

(出石会長)

それはしようがないんだけど、市の職員は分かるかもしれない。今初めてなるほどと分かったけれども、それは例えば自分で対比表をつくって我々が、全部整理しないと分からないですよ。それは文句なのですから。つまり、12ページの一番下のは、新規に高齢者について運動・スポーツ習慣化促進事業というのを今回新しく取組に入れるということですね。

藤井委員、そういうことで、資料6の12ページの一番下は新しく加えるんです。

(藤井委員)

主な取り組みに対する現況・課題、取り組みというのは、個別にはないんですか。

(出石会長)

藤井委員、今、事務局が説明したのは、調書2、線が引いてあったり、丸とかついているところ。ここはあくまでも前期実施計画に書かれていたものをどうするかという資料であって、一方で資料6、今回の実施計画の部分の、今ちょうど議論となっていた説明があった12ページの下のほうにある主な取り組みの「高齢者の運動の機会の促進と啓発」というのは、今回新しく入れたもの。だから、調書2には載っていないんです。要するに、前期実施計画から引っ張ってきていないから。

(藤井委員)

なので、現況・課題もないということですか。

(出石会長)

そういうことです。なので、現況・課題というのは前の、前期実施計画の項目をチェックしているものだけだから。そういうことでしょう。

(仁科経営企画部次長)

もう一点、いろいろなところから文章を引っ張ってきていますので、資料8、調書2、75ページの現況・課題、この部分、3番目のこの文言が、この資料6の12ページの具体的施策「健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み」の中に今含まれている状態。

(藤井委員)

こういうこと。

(仁科経営企画部次長)

その現況・課題に対応して、資料8の75ページにありますこの「介護予防のための教室、講座等を開催し、高齢者の生活機能の維持、向上を図る」という、これが資料6の12ページ

の新しい取組であったり、13ページのほうの「要介護状態となることを予防する活動」であったりとか、そういったところにリンクしているような形ですね。ただ、12ページの運動・スポーツ習慣化促進事業というのは、この間に始まった新しい取組ですので、eスポーツという言葉とかが今回出てくるのが、初めてです。

(出石会長)

今の説明を受けないと、本当に分からないですよ。要は、前期実施計画のところと違う書き方で書いてあったものを直して、直したものを受けて、中期実施計画の新しい取組に入れたのでしょうか。そういうことでしょうか。それは説明されないと分かるわけない。

(仁科経営企画部次長)

事務局としては、この資料8の調書2をお出しするのかどうかというのは結構迷ったところでございます。中期実施計画案というの、新しい計画ですので、これを見ていただくというのをベースに考えておりました。ただ今までの取組はどうなったというのを追うために資料8をお出ししているのですけれども、ここにはないものはどこかということよりは、新しい計画をベースに見ていただけたらというのはございます。一方で、総合戦略は一体化のためそのまま持ってきているところもあるので、そこは出どころが分かるようにということで斜体字とさせていただきます。

(出石会長)

では、第2節からは中期実施計画案の内容をベースに審議するのだけれども、前のことを振り返りたかったら、調書2を見るという前提で、今みたいな質問が出たときには事務局から経緯を説明してもらおうということでもいいですか。

(仁科経営企画部次長)

はい、分かりました。

(出石会長)

藤井委員はどうでしょうか。

(藤井委員)

あと、ついでに次のために聞いておきたいんですけども、この星印はリーディング事業だと書いてあったんですけども、これは引き続き残って星印つけるわけですか。

(仁科経営企画部次長)

最初に資料の見方を資料5のほうでご説明をさせていただいたんですけども、中期実施計画にあります星印というのは、資料5の5ページのところの見方で、吹き出しの一番左側にあ

るものです。「中期実施計画に取り組む内容を記載。計画期間の中で特に取り組む内容であれば、事業説明の中に★印を付して記載する。」というものです。

(藤井委員)

前回の意味とは変わって。

(仁科経営企画部次長)

リーディング事業は今回設定しておりませんので、同じ印ですけれども、リーディングではございません。

(藤井委員)

はい、分かりました。

(出石会長)

ほかいかがでしょうか。時間も大分超過してしまったのですが。

佐藤英夫委員ですか。

(佐藤英夫委員)

書かれている内容の質問です。資料6の10ページなんですけれども、ここに書いてある内容の質問なんです。ここに救急搬送におけるICT活用が現在未導入と書いてあるんですが、ちょっと説明していただけませんか。ICTの活用というのは、どうなっているのでしょうか。具体的な内容は結構ですけれども、書いてあることの質問なんです。この救急搬送におけるICTの活用というふうな、KPIのところなんですけれども、そこに現況が未導入と書いてあるんですよ、右側に。しかも、時間が44.9分かかっていると書いてあるんです。これ、単純な質問なんですけれども、何かちょっと冗談っぽい数字だと思うんですけれども、そんなことはあり得ないような気がするんです、というような単純な質問です。

(出石会長)

では、回答を求めたいと思います。

(鈴木消防総務課長)

消防総務課の鈴木と申します。ここで言うICT技術というのが、救急車で行くと、まず容体観察して、その情報を病院の医師に伝えます。その技術が、例えばタブレットを導入すればいろいろな病院にその情報が同時に行く。例えば病院を3回選定した場合、1件目が断られる、2件目が断られる、3件目でやっと病院選定できたとなると、1件目、2件目、3件目に同じ説明を今、電話でしています。ICT技術、先ほど申したタブレット等を導入すれば、タブレットで3か所の病院が同時に見られて、私の病院は診られますというようなことで、短縮を図

っていけるということになります。そういったところを目標にしております。ただし、情報を発信する消防隊、救急隊と、情報を受け取る病院側の設備も必要ですので、そういったところの調整がなかなかうまく進んでいないということが現状です。

それと病院搬送されるまで44.9分かかっているということですが、全国的には40分台となっております。ですので、逗子市は時間がかかりかかっているような状況になっております。要因としては、市内に総合病院、救急病院がないという状況でありますので、救急搬送の98%以上が市外の病院に搬送しているということが要因と考えられております。以上です。

(佐藤英夫委員)

1つ質問なんですけれども、この救急体制もICTの活用と、いろいろたくさんあるんですが、私の専門の中の1つに、救急車が通るときに前の信号を青に変えるというのが、全国で今かなりやられているんですが、逗子市はそれを導入していますか。

(鈴木消防総務課長)

現在、導入はしておりません。そういった実証実験とか、そういったところの話も消防本部としては聞いておりません。

(佐藤英夫委員)

警察庁のホームページを見てください。全国で70か所以上入っています。こういうシステムが入っておりますので、交通信号を青に変えるというのは、もう基本的に遠くに行かれるということであれば、ぜひひとつ考えていただきたいと思います。以上です。

(出石会長)

これは意見として。この件は、消防だけじゃなくて、警察が関わらないといけないのですが、意見として。

最初に申し上げたとおり、書面でも意見を出せるようにしたいと思いますので、今日はほかにもまだありますので、申し訳ないのですが、第1節は以上とさせていただきます、幾つか出された意見で、また事務局のほうで整理して、最後に全部まとめてもらいます。

それでは、次第の2は以上といたします。ここで関係する職員は退出ですね。どうもありがとうございました。

委員の皆さん、すみません。私が、この後、実はまだ大学の法学部の仕事がありまして、これから戻らないといけないので、次第3中期実施計画案まで終わりましたので、この後の残りの次第の4と5は磯部副会長に議長を交代いたしまして、進めていただきたいというふうに思

います。大変申し訳ありませんが、そのようにお願いいたします。

今、副会長が少し席を外しているので、暫時休憩として、戻り次第始めるということでいいですか。よろしくをお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

しばらくお待ちくださいませ。

(暫時休憩)

(仁科経営企画部次長)

では、副会長が戻りましたので、再開させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(磯部副会長)

では、副会長の磯部が続きをさせていただきます。

では、次第の4ですけれども、「逗子市総合計画策定条例の改正案について」を行います。事務局より説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

お手元に、資料11をご用意ください。参考1で前回配付させていただきました総合計画の基本構想の改定と中期実施計画の策定方針にありますとおり、議決の対象から実施計画を外すため、総合計画策定条例を改定することとします。その改正案が資料11となっております。

こちらは総合計画策定条例ですけれども、現在、策定条例の第2条に総合計画の構成等とありまして、基本構想と実施計画と2つあるというのが書いてございます。第4条、議会の議決とございますが、こちらにもととは、「市長は総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない」という文言になっています。今回、この「総合計画」のという部分を「基本構想」の策定等を行うときというように表記を基本構想に変えるということを予定しております。

こちらにつきまして、まずその考え方を策定方針の検討のときにもお話ししたんですが、総合戦略を一体化するにあたり、総合戦略は市長と議会が両輪となつてつくっていくという中で、議案という形で提案するのではなくて、案の段階から逗子市議会にも検討に入っていただくということがございますので、ここでは実施計画を議決の対象から外すということといたします。こちらの改定につきましては、市民参加条例の市民参加の対象にはならないということで、今年の11月に予定されております市議会第4回定例会のほうで提案をする予定となっております。

資料の説明につきましては、以上となります。

(磯部副会長)

ありがとうございます。では、今の説明に対してご質問等ありますでしょうか。

特にありませんか。では、時間も押していますので、この件に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、次第の5、総合計画前期実施計画の進行管理について、基幹計画の進行管理の報告に入ります。事務局のほうから、まず説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

それでは、例年は審議の前に進行管理の仕組みと進行管理表のご説明をしておりますが、本日、このたび全委員が前任期からの継続でいらっしゃいますので、説明のほうは割愛させていただきます。早急基幹計画の進行管理の報告に入らせていただきます。

それでは、資料12をお手元に用意していただきたいと思います。

(渡邊主事補)

それでは、第1節より説明させていただきます。資料12、逗子市総合計画進行管理表の9ページをご覧ください。第1節、福祉プラン、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちという計画分野の評価になります。市の評価という欄に、基幹計画の評価は㊸と書いてあります。5ページの評価の基準に基づくと、めざすべきまちの姿に向けた昨年度の取組がある程度達成できたとなります。この自己評価の総括コメントが左側に記載されていますが、この判断材料は下に記載されています基幹計画に位置づけられる個別計画の個別計画の評価（施策体系別）の結果になります。

福祉プランの下にあります5つの個別計画の評価は2段記載されていますが、上段が市の評価、下段の括弧書きが審議会等の評価となります。市の評価が全てBという結果になっております。評価ランクの基準に基づき計算しますと、右上の㊸という結果になります。審議会が妥当と考える評価区分も全てBのため、審議会・懇話会等の意見の右側も㊸で、市の評価と同じ評価になっております。

ここで訂正がございます。個別計画の評価の下段に記載されております審議会評価のアルファベットの表記ですが、こちらは小文字になっておりますけれども、正しくは大文字の(A)、(B)、(C)となります。第3節まで同様となっております。申し訳ございません。

続きます。審議会・懇話会等総括意見につきましては、次のとおりまとめていただいております。コロナ禍であっても工夫をしながらよく取り組まれている、防災やヤングケアラーの問題など、福祉分野だけでは対応できない問題に対して、重層的に支援体制整備事業等を生かし

た庁内連携による推進が今後ますます期待されるなどです。簡単ですが、第1節の報告につきましては以上でございます。

(磯部副会長)

ありがとうございます。基幹計画の懇話会等に出席をされている山口委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないようなので、第2節に移らせていただきます。

(渡邊主事補)

それでは、第2節、資料の49ページをお開きください。第2節、共に学び、共に育つ、共育のまち推進プラン、共に学び、共に育つ「共育」のまちという計画分野の評価になります。市の評価は㊸となっており、先ほどと同じく、めざすべきまちの姿に向けた昨年度の取組はある程度達成できたという評価になります。

5つの個別計画の評価を見ますと、社会教育推進プランがA、文化振興基本計画がC、ほかの計画はBという評価になっております。審議会等からの評価も市の評価と同じ評価となっております。審議会・懇話会等総括意見につきましては、施設にオンライン環境が整い始め、受講者の増加、利便性などに寄与している。一方で、障がい者や高齢者等、オンライン環境に苦手意識を覚える層が取り残されないために、他部署との横断的な連携による取組が必要であるとのご意見がありました。第2節の説明につきましては、以上となります。

(磯部副会長)

ありがとうございます。同じく懇話会等にご出席の池谷委員、何か付け加えることがあったら、よろしく願います。

(池谷委員)

はい、1点だけ付け加えさせてください。内容はそこに書かれたとおりですが、話題になったこととして、学校教育との接点を持つことが、コロナ禍で難しくなっているというのが共通の関心事項として出ました。コミュニティ・スクールの推進が遅れているということとG I G Aスクールの取組が大きく入ってきていて、地域からの関心は高いのですが、なかなかそこが共通理解に至らず、共育の取組として展開が難しいという状況も共有されましたので、お伝えしておきたいというふうに思います。以上です。

(磯部副会長)

ありがとうございます。

では、続きまして、第3節。

(渡邊主事補)

では、第3節に入ります。85ページをご覧ください。第3節、環境基本計画、自然と人間を共に大切にすまちという計画分野の評価になります。

市の評価は◎となっており、めざすべきまちの姿に向けた昨年度の取組の達成状況は、十分とは言えないという評価になります。

5つの個別計画の評価を見ますと、地球温暖化対策実行計画がC、ほかの計画はBという評価になっております。これに対して、審議会からは、地球温暖化対策実行計画が(B)、トータルで◎となり、市と異なった評価となっております。こちらは、審議会・懇話会等の意見のとおり、機械的にC評価にするべきではなく、「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」宣言を機に新たに補助金制度を制定するなど、様々な取組を進めていること、令和3年度に新たに交付要綱を制定したカーボンニュートラル推進補助金の今年度申請状況も概ね好調であることから、トータルでB評価が適切と考えたものです。

補足としまして、個別計画の一番右の暮らしと景観に配慮したまちに該当する個別計画がない事業がございます。こちらは、景観の計画を策定するに当たり、施策体系の中に整理し切れなかったものです。基本的には、該当する個別計画がありますが、景観計画推進プランは先に基幹計画ができており、そこに位置づけられた事業を全てカバーし切れなかったものです。該当する個別事業がない事業については、基幹計画の審議会で評価していただいております。115ページから122ページの事業進行管理表がそちらに該当しています。第3節の説明につきましては、以上となります。

(磯部副会長)

ありがとうございます。同じく、佐野委員、何か付け加えることがあったらお願いします。

(佐野委員)

今ご説明あったとおりで、財政対策削減のプログラムの影響でちょっと動きが鈍くなったんですけれども、行動的にはしっかりやっているということで、委員のほうからはマイナスイメージじゃなくて、実際に取り組んでいる、汗を流している部分でB評価にしたほうがいいということで、こちらの提案をさせていただきました。どうぞご理解いただければと思います。以上です。

(磯部副会長)

ありがとうございます。

では、続きまして第4節。

(渡邊主事補)

では、第4節に入ります。123ページをご覧ください。第4節、都市デザイン計画《未策定》、安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちという計画分野の評価になります。この計画は未策定の計画のため、進行管理部会が進行管理をいたしました。市の評価は◎となっており、めざすべきまちの姿に向けた昨年度の取組の達成状況は十分とは言えないという評価になります。

個別計画の評価が、歩行者と自転車を優先するまちアクションプランがC評価で、残りがB評価となっております。審議会等からの評価では、商工業振興計画・小坪海浜地域活性化計画がCとなり、トータルで市の評価と同じ◎評価となっております。第4節の説明につきまして、以上です。

(磯部副会長)

4節と5節に関しては総合計画進行管理部会で評価をしております、私、進行管理部会の部長も務めております。進行管理部会について簡単にご報告させていただきます。進行管理部会は6月2日と7月5日の2回開催いたしまして、進行管理について意見交換をしました。第1回目は、担当する全9事業全部について、おのこの事業が実施計画の計画内容に沿って進められているかどうか、目標達成状況などの自己評価が妥当かどうか、この2つについて、事業進行管理表に記載されたものを見て、確認を行ってまいりました。進行管理部会における審議を充実させるとともに、審議内容について事業担当課と共有を図るため、事業担当課職員の出席の下、質疑等を行いながら、確認を行いました。

第2回目に関しては、1回目に検討した意見内容の確認を行い、担当する計6の未策定個別計画、基幹計画について、個別計画の進行管理総括表及び基幹計画進行管理表に記載されたものを見て、総括意見や事業の進行、改善に向けた意見、提言などを出し、記載すべきものを検討いたしました。ここから先の説明は私から。

都市デザイン計画でありますけれども、基幹計画に位置づけられている個別計画は全部で5つありまして、そのうちの4つに関してはそれぞれ審議会、懇話会等が担当していただいて、今回審議いたしましたのは商工業振興計画・小坪海浜地域活性化計画という1つの計画につきまして審議をいたしました。審議の結果ですけれども、評価としてはC評価といたしました。それで、コメントとして、進行管理部会としては、ほかの4つに関してはそれぞれの懇話会なりの意見というものを尊重するという基本方針でやっております。そういう意味で、全体の評価に関してはあまり深い判断ができていないとは思いますが、それらの意見を尊重

した上で、担当したところを勘案して、評価については妥当だという結論に至りました。

コメントに関しては、裏の124ページをご覧ください。取り立てて全部読む必要はないと思いますので、ご覧ください。以上が4節です。

(渡邊主事補)

それでは、第5節の説明に入らせていただきます。155ページをご覧ください。第5節、市民主権プラン《未策定》、新しい地域の姿を示す市民主権のまちという計画分野の評価になります。この計画も未策定の計画のため、進行管理部会が進行管理をしております。

市の評価は◎となっており、めざすべきまちの姿に向けた昨年度までの取組の達成状況は十分とは言えないという評価になります。

個別計画の評価は、男女共同参画プランがA、情報化推進計画がB、残りがCとなっております。こちらにつきましては、審議会等からの評価も市の評価と同じだったため、トータルでも市と同じ◎評価となっております。第5節の説明は以上になります。

(磯部副会長)

では、進行管理部会としての補足をさせていただきます。4つのプランのうち、3つを進行管理部会で担当しました。まず、市民自治のまちに関しましては、次の157ページをご覧くださいと、その下にある施策体系が3つあるんですけども、これらに関して多分に問題がある。といいますのは、この8年間、この3つの事業に関してほぼいつもCの評価であって、根本に関しても、明らかな見通しといったものがないということで、これは提案ですね、もうこれはやめたほうがいいんじゃないかというような極端な意見が出ています。

それから、次に情報化推進計画、これに対しても、ここ何年かやっておりますけれども、デジタルの技術に関しては大変に変化が激しい。それでしたら、毎回、もともとのプランに対して、もともとのプランとはかけ離れているが、こんなにきちんとやりましたというところで、いつもBの評価をしております、これも長期計画を策定するというのは難しいだろうというのが進行管理部会で意見の大勢を占めました。

最後に国際交流推進計画ですけども、これに関してはいろいろな面から活発な議論がありまして、特に非核平和に関しては若いリーダーの発掘をしてほしい。実際に出ているのは若いリーダーたちというのは現役で忙しいだろうから、時間の余裕がないだろうということで、時間的に余裕のあるシニアが若いリーダーの下と一緒に活動できるようにしたらどうだろうかという前向きな意見が出ました。あと、細かなコメントに関しては156ページをご覧ください。私からは以上です。

ここまでで何かご質問とかご意見があったら、お願いいたします。

よろしいですか。今の全部を総合して、今度は総合計画進行管理統括表、これに移ります。これは6ページにあります。これについて、事務局のほうからまずご説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長)

資料12の6ページをお開きください。総合計画進行管理統括表になります。これは、ここに積み上がっております各進行管理表の総括として決めているのをまとめたものです。「わたしたちはこんなまちにしていく」全般に対する評価と今後の対応という形になっておりまして、中身は総括評価、その中が全般に対する評価と今後の対応、そして、7ページになりますが、政策効果を高めるために、進捗を加速するために、工夫・重点化すべき点としまして、予算と人・組織の項目についてまとめております。

7ページの下側の表につきましては、下に挙げられております進行管理表の各評価を数値化で表しているものとなっております。この後、皆様にご意見いただく部分が8ページ目、現在空欄になっておりますけれども、いただいた意見をこの3点にまとめていこうというふうを考えております。総括評価意見としましては、総括評価を踏まえた計画全体を見通したご意見をまとめます。各基幹・個別計画の評価状況についての意見としましては、それぞれの基幹計画や個別計画の評価状況について、全体のバランスとして捉えられての意見をまとめさせていただきます。最後に、今後の施策に向けて考慮・検討を要する事項につきましては、まさに今策定しております中期実施計画に反映させる意見、もしくは現在の市の状況、社会状況等を踏まえたご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(磯部副会長)

では、これより審議を始めたいと思います。皆さん、6ページに関しては既にご覧になっていたと思います。この6ページの市の評価に対してご意見をいただきたく思います。

はい、どうぞ、中畠委員。

(中畠委員)

すみません、内容が多いので、全て読み込んでというわけではないので恐縮なんですけれども。印象としまして、市の評価のほうもそうなんですけれども、新しい取組が多くなっていて、これまでの総合計画に載っている取組についてはやや薄くなっているというのではないんですけれども、そういうような部分も見受けられるというような印象を持っております。総合計画について、特に中期実施計画については社会状況に合うようにということで今まさに改定をしつつあるところですが、それに先駆けていろいろな取組をしていらっしゃるということかもし

れないのですけれども、これまで総合計画、この年月やってきたということの総括の意味からいくと、目標の立て方がどうだったのか。それから、その取組が変わってきているのではないかというようなことも振り返りつつ、今後につなげていくというような、いくべき面もあるのではないかというような印象を持ったところです。

(磯部副会長)

ありがとうございます。今のご意見ですけれども、もう8年目に入っているわけで、既に投資をしてきたいろいろな実施計画に関しては、何となく、悪い言葉で言えばマンネリになっているという感じで、それに対して、状況の変化に応じて新しいことにも取り組んでいて、どちらかというところのほうが目立ってきているのではないかと、そんな感じでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見いただきたいと思います。佐藤委員。

(佐藤英夫委員)

6ページのところの真ん中辺りですけれども、総括評価の一番最後の行、「全体としては概ね昨年度同様の結果となっている」という意味はこの文章からは取りにくいので、例えば、自己評価は高くなっているけれども、審議会の評価は低くなっているというのが前に書いてありますよね。昨年度もそういうことだったという意味でしょうか。

(磯部副会長)

事務局お願いします。

(仁科経営企画部次長)

この最後の「全体としては概ね昨年度同様」というのは、例えば7ページの総括結果のこの数字の部分なんですけれども、全般的に例えば物すごくAが増えたとか、Cばかりになっているということではないということです。あるものは昨年度よりもよくなっているけれども、あるものは悪くなっている。この背景の部分で、突出した変化というものは大きなものがないという、そういうところからこういう表現がされている内容となっております。

個々に見ると、細かく見れば、多少数値の変動はあるんですけれども、最終的にこの事業の細かい評価も個別計画、基幹計画というふうに積み上がっていきまると、結局ならされてしまって、基幹計画になるとあまり変わらない、そういうところになりますので、そこに戻るわけです。

(磯部副会長)

佐藤さん、どうぞ。

(佐藤英夫委員)

今おっしゃったことを簡単に書かれたほうが良いと思うんですけども。

(仁科経営企画部次長)

はい。そういうことです。

(磯部副会長)

私も同じことを言おうと思ひまして、この文章は何が言いたいのかよく分からない。多少具体的にというのは、話されていることを確認いただければ、はっきりしてくるかと思ひます。

ほかにご意見。よろしいですか。

これは9月上旬には市議会に報告するというスケジュールがあるので、今おっしゃりたいことはおっしゃっていただきたい。

ではやりながら、また思い出したら、そのときに戻れば良いので、各基幹・個別計画の評価状況についての意見、それぞれに関して何かありますかということですね。何か特記したいことがあれば、そういうことでよろしいですか。

(仁科経営企画部次長)

総合計画の全体が見られるのは総合計画審議会だけですので、全体のバランスを見て、評価の状況について何かご意見があればお願いします。

(磯部副会長)

いかがでしょうか。三原委員。

(三原委員)

安全安心アクションプランのところで、毎回申し上げているんですが、この防犯のところ、131ページです。防犯対策事業で、地域安全安心情報共有システムの防犯情報の登録者数が増えたというコメントがあるんです。だけど、市は、防犯は警察とか防犯協会がやるから、市のほうはというような意識があるのかどうかは分からないんですが、ちょっとこの情報共有システムで終わってしまっているのかというのが我々の住民自治協議会としての考え方です。それぞれの地域で空き家の問題もあるし、特に防犯、空き巣が増えた。それで、夜、防犯パトロールをやっている自治会も結構あるわけですね。そういったところが全然ここには網羅されていない。

それと、これに関連して134ページの防犯対策事業で、その年度別計画の中に、逗子市防犯推進連絡協議会の開催というのがあるんですが、ここには書かれていないけれども、前、私が見たときには警察と防犯協会が年に2回会議やる。こんなの役に立つんですかという感じな

んです。実際問題、戻って131ページの審議会・懇話会等の意見というところで、真ん中のところで、逗子市防犯協会は古い歴史があるが、市が推奨とする〇〇小学校区住民自治協議会との連携が必要というのはまさにこの部分で、住民自治協議会ができて、それぞれがやっぱり防犯対策事業をやっているわけですね。ところが、この逗子市の防犯推進連絡協議会、警察と市と防犯協会が会議をやっているんですけども、ここに住民自治協議会入っていないんです。

それで、防犯協会が警察と2か月に一遍かな、会議をやっているんですけども、防犯協会の協会長に私、何度か申入れをして、住民自治協議会ができたんだから、住民自治協議会が立ち上がっているところのメンバーをここに入れて会議をやってくれと何度もお願いしているんですが、和田会長も真壁副会長も、要は組織が違うから、そんなの駄目だという一点張りなんです。これは何ともならない話で、住民自治協議会ができているんだよということ、それは彼らのはっきり認識していなくて、防犯協会は市を全部網羅しているのというわけじゃないですよ。要するにこれ、自治会・町内会じゃなきゃ、防犯協会入っていませんから、71%の加入率の自治会、町内会の半数ぐらいですよ、防犯協会に入っているところ。

それは、もう組織が違うの一点張りで、住民自治協議会何とも認めない。これは非常に大きな問題で、年に2回の会議自体もいかななものか。隔月ぐらいでやったらいいと思うんですけども、ぜひこれに住民自治協議会のメンバーを入れるということをお願いしたい。以上です。

(磯部副会長)

ちょっと細か過ぎるかなという感じも。

今日、総合計画審議会の前に、ちょっと仮称地域自治に関する条例検討懇話会という会がありました、ここに三原委員、田宮委員、それから私も参加しているんですけども、今、三原委員がおっしゃったことというのは防犯協会に限らず、住民自治協議会というのがこの総合計画をつくっているときにはなかったんですね。その後、5つの小学校区のうち4つに関してはできて、もう6年、7年活動しているわけです。しかしながら、この住民自治協議会というのが、一例として防犯協会ですらそういうふうに使われている。ですから、同じようなケースというのは今日いろいろ出てきまして、要は、住民自治協議会というものの位置づけというのは、大きく変えなくちゃいけない。

立場上、皆さんの意見をまとめる立場ながら、ちょっと話をさせていただくと、先ほどの進行管理部会の市民主権プラン、この中の市民自治推進計画の中で、一番大事なのは地域自治システム推進事業で、このときは、要するに立ち上げるということが主眼だったんですけども、今回の実施計画に関して、もう立ち上がっているんだから、これをきちんと市の仕組みの中に

入れ込む。このことをそのコメントのほうに集約して、いかがでしょうかね、三原さん。

(三原委員)

そうですね。今、個別計画の中で申し上げたのは、安全安心アクションプランの個別計画についてだけですが、実際問題は、磯部副会長がおっしゃったことですよ、大事なものは。だから、それをどこに入れるかというのはお任せしますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

(磯部副会長)

皆さんいかがですか、ほかにご意見ありますか。

特にないですか。でしたら、続けてお話しさせていただきますけれども、5節というのは今の住民自治協議会という仕組み、もう一つは情報化推進計画、これは何か目標をつくって、そこに情報化をしていくのではなくて、これは1つの委員会をつくるということなので、ここにはあまりなじまないんじゃないかな。同じように住民自治協議会に関しても、これはつくるといのが今この計画の中では出ている。そうじゃなくて、もうインフラとして市の、市政の中に溶け込ませる、こういった方向を考えてほしいというのが私の意見です。今のまとめのどちらにどう入れるかは分からないんですけども、皆さんはそれに賛同していただけるかどうか。いかがでしょうかね。

(三原委員)

賛成です。

(磯部副会長)

オンラインの皆さん、いかがですか。

割とかならずいただいているので、その辺のコメントを、事務局のほうでうまくまとめていただいて、また皆さんにお見せするということがよろしいでしょうか。

ほか意見はないですか。

どうぞ、田宮委員。

(田宮委員)

個別計画という、今までいろいろと部門別でやっていただいていると思うんですけども、我々こうやって総合的に見たときも一番感じるのは、目標に向かって進んで何%を達成したとか、それでAとか、Bとか、Cとか、あるいは何人集まったからBだとか、Cだとか、それ以外に反省点とか何とかということを検討しているはずなので、その反省点を踏まえると、この方向ではいけないなとか、この数値ではまずいなとかという方向転換みたいなものが出てくるはずだと思うんですが、そのことについては一切触れないで、Bか、Cかという評価だけにな

ってしまうというのはとても残念だと思っています。

それは、結局、個別成果の計画をやっている現場の人たちは一生懸命やっているんですけども、方向性がもう少し変わっていけば、例えば、少しずついけば達成するのかもしれないし、その目標に向かった精度も上がるのかもしれないというところも本来考えなくてはいけません。そして、なるべく変えないんだよということを前提にしているようですけども、もうそろそろ8年たちますから、今度はこれを個別の、かなり方向修正をするぐらいの覚悟で向かっていくべきかなと、評価するべきかなと思います。

(磯部副会長)

ありがとうございます。事務局に尋ねたいんですけども、評価の仕方は変わるんですね、当然、そうだと困るんですけども。

(仁科経営企画部次長)

はい。評価の仕方は、この中期実施計画をつくった後で、来年度ご検討いただくんですけども、今までのやり方ではなくなります。今のやり方は事業ベースで、リーディング事業と、それから、基本計画に位置づけられている事業と、A、B、Cと評価して、それをもって各計画の評価という形に代えていると思うんですけども、そのやり方ではなくて、これから設定するKPIとか数値目標でその達成の状況を見ていくというところなんですけど、あとは、前回もご意見いただいたんですけども、それだけは評価し切れない部分は、どういう形で進行管理表に盛り込んでいくかというのは、また皆さんにご意見を聞きながら検討していきたいと思っています。

(磯部副会長)

では、次年度の課題ということですね。

この後、もうよろしいですかね。閉会ということで、事務局のほうから。

(仁科経営企画部次長)

本日は長時間にわたりましてご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。本日のご意見を事務局でまとめまして、まず、今の先に進行管理から申し上げますと、本日のご意見をまとめて会長、副会長に確認した後、各委員の皆様にご確認をお願いしまして、9月上旬から始まります市議会のほうに報告をさせていただきます。また、戻りまして、その基本構想改定案で挙げていただいた論点、それから、中期実施計画案につきましていただいたご意見なんですけども、基本構想につきましては一旦意見を出し終わっているというところではあるんですけど、中期実施計画案につきましては、先ほど会長のほうからもお話がありました

けれども、一定の時間、皆様から追加のご意見というのをいただくというふうにしたいと思えますので、またメールでご連絡をさせていただきます。

本日いただいたご意見をまとめて今回、進行管理の答申という形でまとめますけれども、それを受けての市長との意見交換というのを例年10月に予定しておりますので、また中期実施計画の審議の間でいろいろお時間がない中で申し訳ないんですけれども、その機会というのは持ちたいと思っております。

次回の総合計画審議会は9月22日の木曜日を予定しております。中期実施計画案の第2節と第5節の審議をする予定となっております。

今回の会議概要等を作成しまして、皆様の確認をお願いします。

事務局からは以上です。

(磯部副会長)

ありがとうございます。先ほど要望しましたけれども、どういうふうに変ったかというのが分かるような情報、これは完璧なものではないと思うのですが、多少でもそれがありますと、審議の時間が節約できると思いますので、それだけよろしく願いいたします。

では、これをもちまして本日の会議は終了いたしたいと思えます。皆様、ありがとうございました。